令和８年度 第１回 豊川市福祉有償運送運営協議会　議事録

日時：令和８年７月８日（水）
場所：豊川市役所本３４会議室

出席委員：神谷典江委員、木村晋也委員、美馬ゆきえ委員、田中しづ江委員、鈴木榮一委員、足立元委員、大澤京子委員、江川和郎委員、山田慎児委員（代理黒田博昭委員）

事務局：林次長、木内課長、浅見課長補佐、村川

事務局

それでは、本日の議事に先立ち、事前に送付しております資料（次第、資料 1～4、参考資料）をご確認ください。資料は全て揃っておりますでしょうか。欠席の連絡をいただいた白井様を除き、時間となりましたので、只今から第１回豊川市福祉有償運送運営協議会を開始いたします。ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本協議会は、道路運送法に基づく福祉有償運送の必要性や対価の設定、適正な運営に必要な事項を協議することを目的としています。参考資料第 8 条第 1 項に「出席者が過半数に満たない場合は協議会を開催できない」とありますが、本日は過半数以上が出席しておりますので、開催が可能です。議長は会長が務めますが、委嘱された会長がまだ選任されていないため、会長が選任されるまでの間事務局が進行いたします。まずは新任委員の皆様に自己紹介をお願いいたします。

各委員自己紹介

事務局

第１号議案は「会長・副会長の選任」についてです。要綱第６条第２項の規定により、会長は委員の互選で決定します。ご意見はありますか。

大澤委員

穂の国まちづくりネットワークの神谷委員はいかがでしょうか。

事務局

大澤委員から、神谷委員に会長をお願いしたいとの提案がありました。これまで本協議会の会長を務めていただいた方ですので、引き続き就任していただくことに賛同いたします。

各委員

特に異論はありません。

事務局

それでは、神谷委員に会長就任をご依頼します。

事務局

続いて副会長は、設置要綱第 6 条第 4 項に基づき、会長が指名することとなります。神

谷委員、どなたをご指名でしょうか。

神谷委員

豊川市福祉部長の木村委員にお願いをします。

木村委員

承知しました。副会長を務めさせていただきます。

事務局

以上で会長・副会長の選任が完了しました。次に、福祉有償運送の必要性に関する説明を行います。

（要点は、移動制約者の増加、公共交通のバリアフリー化の遅れ、福祉タクシーの助成制度、NPO 等による有償運送の実態などであることを確認。）

事務局

続いて、更新登録申請書類についてです。申請者は特定非営利活動法人なないろサポートです。主要項目は以下の通りです。

1. 登録有効期限は令和８年９月１４日。
2. 対象旅客は身体障害者手帳所持者等 30 名。
3. 車両は車椅子対応車１台、運転者は７名が講習修了。

資料は回覧いたしますので、各自ご確認ください。

事務局

以上で審議すべき事項は全て終了しました。ご質問や追加提案はありますでしょうか。

鈴木委員

登録運転手が７名とありますが、豊川事務所で７名なのか新城事務所で７名なのかどちらですか。

なないろサポート

豊川事務所、新城事務所両方合わせて７名です。

江川委員

豊川で利用実績がある旅客の内訳が知りたいです。

なないろサポート

合計で４名おり、身体障害者１級が２名、身体障害及び療育手帳を持っている方が１名、療育 C 判定の方です。

江川委員

昨年の豊川市での利用実績が０ですが、今年は利用予定があるのですか。

なないろサポート

通院や移動支援などで利用を予定している方がいます。

足立委員

運送の対価の算定方法について、スピードメーターで測り金額を出すのか、実際に走った距離で出すのかどちらですか。

なないろサポート

実際に走った距離に応じて金額を出しています。

黒田委員

蒲郡市では更新しないのですか。

なないろサポート

1名蒲郡市で利用される方がいましたが、グループホームに入ることになったこと及び近くにいた運転手が退職されたことにより、対応が難しくなり、蒲郡市では更新しないことにしました。

黒田委員

車両が7台あり、豊川営業所に1台あるとなっていますが、車検証の住所は変えていますか。

なないろサポート

新城の株式会社幸から車両を借りているため、車検証の住所は新城になっています。所有者、使用者ともに株式会社幸であり、利用するときだけ株式会社幸から借りる形になっています。

黒田委員

車検証の住所は、新城ですが豊川営業所に位置づけの車両は1台ということですね。

神谷委員

事故があった場合の保険や事故処理対応はどうなっていますか。

なないろサポート

車両すべて保険に入っており、事故処理対応の体制も整っています。

神谷委員

なないろサポートさんご意見等ありますか。

なないろサポート

料金体制について、変更したい気持ちはありますが利用者の金銭的負担を考えると変更するには難しいところがあります。

神谷委員

燃料が値上がりしており、運営が難しい中ご尽力いただき感謝しております。

それでは協議が整ったということで事務局には協議が整った書類の発行をお願いいたします。その他質問がある方はいますでしょうか。

美馬委員

資料2について、(2)④の箇所に「トイレが近い」「疲れやすい」の表記がありますが、このような場合も福祉有償運送の対象者になるのですか。

事務局

高齢者について、要介護者、要支援者が福祉有償運送の対象者になります。次回の協議会から表記を修正します。

江川委員

指定難病の方も福祉有償運送の対象になるのかどうか視野に入れて考えていただきたいです。

鈴木委員

心臓にペースメーカーが入っているが健常者と変わらないような方は、移動制約者になるのか。資料２の手帳所持者のうち、どれくらいが移動制約者になるのか。

事務局

移動制約者の具体的な人数の把握はしていませんが、資料２の表のカッコ内に福祉タクシーの対象者数を載せています。

田中委員

ご家庭によって移動制約者は異なるため、具体的な移動制約者の人数を上げるのは難しいと思います。グループホームで福祉有償運送を行っているところの利用者は、福祉有償運送があることがわかりますが、利用者でない方は福祉有償運送をあまり知らないと思うので、もっと周知されるべきだと思います。

大澤委員

福祉有償運送を行っていますが、従業員も福祉有償運送だけの従業員ではないため、対応が難しいときがあります。

鈴木委員

認知症の高齢者については、移動制約者とは別の問題として、本人が目的地へ自力で辿り着けないケースが散見されます。目的地に着いた時には、お金を持っていないケースもあります。

事務局

認知症の方のケースで、ご家族との連絡が取れているのですか。連絡先がわかるものがあると連絡が取れると思います。

鈴木委員

ご家族からは、タクシーに乗せないでくださいとの声もあります。

神谷委員

市の福祉部や地域の包括、中部運輸局でもお話いただいて現状の把握、改善に努めてください。

事務局

貴重なご意見ありがとうございました。次回協議会は令和９年１月１８日を予定しております。皆様、引き続きご協力をお願いいたします。